

# 見守り 新鮮情報

第91号

知らない男性が2人来訪し、**何かの点検**だと言ったので、よくわからないままドアをあけた。すると室内に入るなり、台所、玄関、和室2室の4カ所に**次々と火災警報器を取り付けてしまい**、「みんなが付けることに

決まったから」と言って、代金約**19万円**を要求された。高額とは思ったが、そういうものかと思い、払ってしまった。しかし**高額で後悔**している。男性は**名乗らなかつた**し、契約書も名刺も領収証もパンフレット類もなく、**業者の名称が分からない**。(70歳代 女性)



## 設置義務化を悪用した 火災警報器の強引な訪問販売!

■平成22年4月 ■関東地方



### ひとこと 助言

その場の契約は  
やめよう



見守るくん

- 消防法の改正により、それぞれの自治体の条例で定めた日(2011年6月までに、既存住宅へ火災警報器を設置することが義務づけられました。
  - この設置義務化を悪用して、「取り付けないと罰せられると言われた」「市役所から取り付けに来たとうそをつかれた」「断ったのに銀行まで連れて行かれて支払わされた」「高額だった」といった強引な訪問販売の勧誘が全国で多発しています。
  - 勧誘されてもその場で契約することはやめましょう。信頼できる家族や周囲の人などと相談して、電気店などで購入して自分で取り付けるか、業者に依頼する場合は見積もりを取り、工事内容を十分確認したうえで契約するようにしましょう。
- トラブルにあったら、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。